

新栄工業株式会社一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやす雇用環境整備を行う為、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和 8 年 7 月 1 日 ～ 令和 13 年 6 月 30 日迄の 5 年間

2. 目標内容

目標 1 全社員の計画期間内における時間外、休日労働時間の各月の平均時間を 15 時間未満とする。

(目標達成のための対策と実施期間)

令和 8 年 7 月～ 制度の詳細に関する検討

令和 8 年 8 月～ 朝礼、会議等を通した全社員への周知

目標 2 年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり年平均 15 日以上とする。

(目標達成のための対策と実施期間)

令和 8 年 7 月～ 制度の詳細に関する検討

令和 8 年 8 月～ 朝礼、会議等を通した全社員への周知

目標 3 子育て費用の助成制度を導入する。

(目標達成のための対策と実施期間)

令和 8 年 7 月～ 制度の詳細に関する検討

令和 8 年 8 月～ 朝礼、会議等を通した全社員への周知

令和 8 年 6 月 10 日

滋賀県湖南市菩提寺 1491 番 74

新栄工業株式会社

代表取締役 新立 宇佐己